

香川県テニス協会会則

第1章 総 則

第1条（名称）この協会は、香川県テニス協会という。（以下協会と略称）

第2条（目的）この協会は、香川県におけるテニスの普及発達並びに各テニス愛好団体相互の親善に力を尽くし、県民の心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

第3条（事業）本協会は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

- （1）テニス競技に関する諸計画を実施し、その技術を指導すること。
- （2）日本テニス協会に対し、四国テニス協会を通じ香川県を代表して加盟すること。
- （3）香川県スポーツ協会に対し、香川県のテニス競技を代表して加盟すること。
- （4）香川県テニス選手権大会その他本協会の目的に適合する一切の事業を行うこと。

第4条（組織）本協会に登録する各テニス競技団体（以下加盟団体と略称）により組織する。
但し、加盟団体については別に定める。

第5条（事務局）本協会の事務局は高松市内におく。

第2章 役 員

第6条（役員）本協会は次の役員をおく。

- | | |
|---------|-----|
| 1、会 長 | 1名 |
| 2、副 会 長 | 若干名 |
| 3、理 事 長 | 1名 |
| 4、副理事長 | 若干名 |
| 5、理 事 | 若干名 |
| 6、監 事 | 2名 |

第7条（役員を選出）会長、副会長、理事、及び監事は選考委員会・理事会の案を基に、代表者会に於いて選出する。理事長、副理事長、は理事の互選により選任する。

第8条（役員職務）

- | | |
|---------|---------------------------|
| 1、会 長 | 本協会を代表し、会務を統括する。 |
| 2、副 会 長 | 会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。 |

- 3、理事長 理事会に於ける会務を掌理する。
- 4、副理事長 理事長を補佐し、理事長に事故あるときは理事会における会務を代行する。
- 5、理事 理事は理事会を構成し、代表者会に付議せられるべき事項等の会務を処理する。
- 6、監事 会計を監査する。

第9条（役員の任期）本協会役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第10条（代表者）代表者は各加盟団体から1名選出せられる。代表者は所属する加盟団体を代表して、本協会の代表者会に出席し、その決議権を行使することができる。

第11条（顧問）本協会に顧問をおくことができる。

- (1) 顧問は、本県のテニスの発展向上に功勞し、または棋界の権威者であつて、代表者会の決議により会長が委嘱する。
- (2) 顧問は、会長の諮問に応じる。

第3章 会 議

第12条（会議の区分）会議は、代表者会、理事会、及び委員会とする。

第13条（代表者会の権限）代表者会は本会の最高決議機関とし、次の事項を決議する。

- (1) 予算及び決算
- (2) 事業計画
- (3) 規約の改正
- (4) 委員会の設置
- (5) その他重要事項

第14条（代表者の招集）本協会の定時代表者会は、毎年4月末までに会長が招集する。理事会がその必要を認めたとき、または代表者構成員の総数の2分の1以上の者から要求せられたときは、会長は遅滞なく臨時代表者会を開かなければならない。

第15条（代表者会の決議）代表者会は構成員総数の2分の1（委任状を含む）以上の出席で成立し、出席者構成員の過半数で決議することができる。

第16条（理事会）理事会は第6条に定める役員（監事を除く）を以て構成し、会長がこれを招集する。

- 1、理事会は構成員の過半数によって成立し、出席構成員の過半数で決議する。
- 2、理事会は次の事項を決議する。
 - (1) 代表者会による委任事項
 - (2) 代表者会に付議せられるべき事項
 - (3) 事務局の設置及び、事務局責任者、会計責任者の選任

第17条 (委員会) 委員会は、理事会において選任された委員長、副委員長、委員、部会長及び副部会長を以って構成し、委員長がこれを召集する。

- 1、委員会は、理事会の諮問に応じ、意見を具申するとともに、理事会による委任事項を処理する。

第4章 会 計

第18条 (経費) 本協会の経費は、次に掲げるもので支弁する。

- (1) 年会費及び登録料
- (2) 大会参加料
- (3) 補助金、寄付金等

第19条 (諸費の決定) 年会費、登録料、大会参加料は代表者会で定める。

第20条 (会計年度) 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第5章 補 則

第21条 (会則の改正の決議) 会則の改正に付いては、代表者構成員の3分の2（委任状を含む以上の出席による代表者会において出席構成員の過半数の承認を必要とする。

第22条 (加盟及び脱会) 本協会に加盟及び脱会しようとするものは、加盟申請書及び脱会届書を事務局に提出する。加盟の承認に関しては理事会において行う。

第23条 (資格の喪失) 本協会会則に違反するかまたは本協会の体面を毀損する行為があったとは、理事会の決議により除名することができる。

第24条 この会則の施行に必要な事項は、代表者会において別に定める。

第25条 (施行期日) この会則は昭和55年4月5日から施行する。

昭和55年 4月 5日 (制定)
昭和57年 1月31日 (改定)
平成 2年 3月21日 (改正)
平成 8年 3月24日 (改正)
平成18年 4月23日 (改正)
平成30年 4月15日 (改正)